

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月27日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門長 小林 正裕

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) 一般定期健康診断及び特殊健康診断業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期間 自) 令和6年4月1日
至) 令和11年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、各項目の単価に予定数量を乗じた合計額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け13水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付

神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所
管理部門管理課
電話 045-788-7629
FAX 045-788-5001

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「(単価契約)一般定期健康診断及び特殊健康診断業務 入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「(単価契約)一般定期健康診断及び特殊健康診断業務 メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年3月7日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

(1) 入札の日時及び場所

令和6年3月15日 14時00分
神奈川県横浜市金沢区福浦2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構
横浜庁舎 ビデオライブラリー室

(2) 郵便による入札書の 受領期限及び提出場所

令和6年3月15日 12時00分
3.①に同じ。

6. その他

(1) 契約手続きにおいて 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注 2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約) 一般定期健康診断及び特殊健康診断業務
2. 業務目的 本業務は、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産資源研究所横浜庁舎において労働安全衛生法に定められた一般定期健康診断、特殊健康診断を実施することを目的とする。
3. 業務場所 ①横浜市金沢区福浦 2-12-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構 横浜庁舎
②横浜市金沢区幸浦 1-7-4
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所船舶管理棟
③請負医療機関（受診者の利便を考慮し①の近隣地域（公共交通機関を利用して60分圏内）に所在する施設とする）
4. 業務期間 自) 令和 6年 4月 1日
至) 令和11年 3月31日
ただし、上記業務期間において毎年実施することとし、詳細は以下のとおり。
- (1) 特殊健康診断（1回目）
- ・業務場所①の受診期間（陸上職員を対象）
毎年6月下旬から7月上旬（目安）の1日間とし、実施場所となる当所の会議室の空き状況等を勘案し、請負医療機関と担当職員が協議、決定する。
 - ・業務場所①または②の受診期間（船舶職員を対象）
毎年7月下旬から8月下旬（目安）の1日間とし、船舶の運行状況を勘案し、請負医療機関と担当職員が協議、決定する。
 - ・業務場所③の受診期間（上記1.の期間に受診できなかった者を対象）
原則として、業務場所①の受診期間の前後30日間とし、業務場所①の受診期間において受診できなかった者を対象とする。受診日時は請負医療機関と担当職員が協議、決定する。
- (2) 一般定期健康診断及び特殊健康診断（2回目）
- ・業務場所①の受診期間
毎年11月下旬から12月中旬（目安）の連続した3日間以内とし、実施場所となる当所の会議室の空き状況等を勘案し、請負医療機関と担当職員が協議、決定する。
 - ・業務場所③の受診期間
原則として、業務場所①の受診期間の前後30日間とし、業務場所①の受診期間において受診できなかった者を対象とする。受診日時は請負医療機関と担当職員が協議、決定する。
5. 業務内容 別紙「健康診断検査項目表」のとおり健康診断を行い、診断結果（個人用・雇用主用）を報告すること。併せて、一般定期健康診断結果においては特定健診受診者に係る健康結果表及び質問票を別途一部提出すること。（データ提供も可とするが、XMLデータに限る。）
なお、単年度受診予定者見込み数（令和5年度実績）は別紙「健康診断検査項目表」に記している「受診予定者見込数」を参考とすること。

6. 検 査 それぞれ指定された健康診断の業務完了毎に、完了報告書を提出し、検査職員の検査を受けるものとする。
7. そ の 他
- ・ 当所から請負医療機関に対して健康診断個人票を一時預託した場合には、結果報告書とともに提出すること。また、一時預託した個人票の保管にあたっては、管理に十分注意すること。
 - ・ 請負医療機関は、正確な診断を行うため、十分な精度管理に努めること。
 - ・ 個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払って取り扱うとともに、厳正な個人情報漏洩防止策を講じること。
 - ・ 本仕様書は業務の大要を示したもので、詳細事項または疑義が生じた場合は、担当職員と打合せのうえ実施すること。

一般定期健康診断(実施回数・1回/年)		
各検査項目		受診予定者見込数
(1) 定期健康診断	①既往歴及び業務歴の調査、②自覚症状及び他覚症状の有無の検査、③身長・体重・腹囲・視力及び聴力の検査(聴力検査はオージオ検査)、④胸部X線(デジタル撮影)、⑤喀痰検査(④の胸部X線検査を実施していない者、実施によって病変が発見されなかった者及び結核発病のおそれないと診断された者は省略)、⑥血圧の測定、⑦貧血検査(赤血球・ヘモグロビン)、⑧肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)、⑨血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪)、⑩血糖検査(空腹時血糖)、⑪尿検査(尿中の蛋白及び糖の有無の検査)、⑫心電図検査	299
(2) 聴力の検査	オージオ検査	13
(3) 血液検査	①貧血検査(赤血球・ヘモグロビン)②肝機能検査(GOT・GPT・γ-GTP)③脂質検査(LDLコレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール)④血糖検査	20
(4) 心電図検査		6
(5) 胃検診	X線検査(デジタル撮影)	80
(6) 大腸がん検査	便潜血反応検査(2日法)	146
(7) 前立腺がん検査	腫瘍マーカー(PSA)	86
(8) 骨粗鬆症検査	超音波診断法	70
(9) 眼底検査	片眼	123
(10) 情報機器作業	①診察②近視視力(50cm)③眼位検査④調節機能検査	102
(11) マホリックシンドローム習慣予防検診	腹囲の測定、マホリックシンドローム診断	305

※ マホリックシンドローム習慣予防検診については、検査内容が血液検査と重複するため、血液検査を含めないこと。(マホリックシンドロームの診断に必要な血液検査(貧血、脂質、血糖検査)は定期健康診断の検査項目に既に含まれているため)

特殊健康診断(実施回数・2回/年)						
検査項目			受診予定者見込数			
			1回目	2回目	合計	
(1)	有機溶剤(基本検査) アセトン、メタノール、イソプロピルアルコール、ジエチルエーテル、シクロヘキサノン、1-ブタノール	①問診②業務歴の調査③既往歴の調査④自・他覚症状の有無	44	37	81	
		トルエン	尿中馬尿酸	17	16	33
		キシレン	尿中メチル馬尿酸	23	23	46
		ノルマルヘキサノン	尿中2,5-ヘキサジオン	7	8	15
		N・N・ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド(尿代謝物検査) 肝機能検査	5	6	11
(2)	特定化学物質 クロロホルム及びジオキサン	①業務歴の調査②作業条件の簡易な調査③クロロホルム及びジオキサンによる頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査④頭重、頭痛、めまい、食欲不振、悪心、嘔おう吐、知覚異常、眼の刺激症状、上気道刺激症状、皮膚又は粘膜の異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査⑤肝機能検査	15	15	30	
(3)	特定化学物質 クロム酸	①業務の経歴の調査②作業条件の簡易な調査③クロム酸によるせき、たん、胸痛、鼻腔の異常、皮膚症状等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査④せき、たん、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査⑤鼻腔の異常、鼻中隔穿孔等の鼻腔の所見の有無の検査⑥皮膚炎、潰瘍等の皮膚所見の有無の検査⑦胸部エックス線直接撮影法による検査(4年以上の従事者に限る)	12	11	23	
(4)	特定化学物質 水銀	①業務の経歴の調査②作業条件の簡易な調査③水銀による頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査④頭痛、不眠、手指の振戦、乏尿、多尿、歯肉炎、口内炎等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査⑤尿中の潜血及び蛋白の有無の検査	2	2	4	
(5)	特定化学物質 アクリルアミド	①業務の経歴の調査②作業条件の簡易な調査③アクリルアミドによる手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査④手足のしびれ、歩行障害、発汗異常等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査⑤皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査	4	3	7	
(6)	特定化学物質 ホルムアルデヒド(1回のみ)	一般定期健康診断と同じ項目 ※①業務の経歴の調査②作業条件の簡易な調査③身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査④血圧の測定⑤貧血検査⑥肝機能検査⑦脂質検査⑧血糖検査⑨尿中の蛋白及び糖の検査⑩心電図検査	49		49	
(7)	特定化学物質 ジクロロメタン	①業務の経歴の調査②作業条件の簡易な調査③ジクロロメタンによる集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査④集中力の低下、頭重、頭痛、めまい、易疲労感、倦怠感、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査⑤肝機能検査	1	0	1	
(8)	特定化学物質 マンガン	①業務の経歴の調査②作業条件の簡易な調査③マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、青顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査④マンガン又はその化合物によるせき、たん、仮面様顔貌、青顔、流涎、発汗異常、手指の振戦、書字拙劣、歩行障害、不随意性運動障害、発語異常等のパーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査⑤握力の測定	3	2	5	
(9)	特定業務 電離放射線	①問診②被曝歴の調査③眼(白内障)・皮膚の検査④赤血球数⑤血色素量⑥ヘマトクリット値⑦白血球数⑧白血球百分率	20	18	38	
(10)	特定業務 騒音	①既往歴の調査②業務歴の調査③自覚症状及び他覚症状の有無の検査④オージオメータによる1,000ヘルツ及び4,000ヘルツにおける選別聴力検査(1,000ヘルツについては30dB、4,000ヘルツについては25dB及び30dBの音圧での検査)	8	8	16	
(11)	腸内細菌検査 便細菌	5菌(赤痢・コレラ・サルモネラ・腸炎ビブリオ・O-157)	3	3	6	
(12)	特定業務 高気圧作業(潜水等)	①既往歴及び高気圧業務歴の調査②関節、腰もしくは下肢の痛み、耳鳴りなどの自覚症状または他覚症状の有無の検査③四肢の運動機能の検査④鼓膜及び聴力の検査⑤血圧の測定ならびに尿中の糖および蛋白の有無の検査⑥肺活量の測定	6	6	12	

(6)ホルムアルデヒドについては、検査内容が一般定期健康診断と重複するため、1回目のみの検査項目とし、その他は業務期間中2回行う。